

著作権	判決年月日	令和6年12月23日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和6年（ネ）第10054号		

○ 映画の字幕の著作権者が、当該字幕を、DVDやブルーレイに複製し、頒布することについて許諾したと認められた事例

○ 被告らが販売したDVDに収録されていた字幕に文言の欠落があったことについて、同一性保持権の侵害が認められた事例

○ 字幕制作者の氏名が被告らの商品の一部に表示されていないことについて、氏名表示権の侵害が認められた事例

（事件類型） 損害賠償 （結論） 原判決変更

（関連条文） 著作権法19条から21条、26条

（原判決） 東京地方裁判所令和4年（ワ）第2227号（第1事件）、同第3382号（第2事件）判決

判 決 要 旨

1 事案の要旨

X（控訴人兼被控訴人。各事件原告）は、A（Y2〔控訴人兼被控訴人。各事件被告〕から字幕制作を請け負った業者）からの依頼に基づき、外国映画につき字幕を制作した。その後、Y1（控訴人兼被控訴人。各事件被告）、Y2及びY3（控訴人兼被控訴人。第2事件被告）が同字幕を付した映画のDVD及びブルーレイ商品（いずれもBOX版及びバラ売りがある。）を販売したところ、Xは、字幕の使用の許諾は、映画祭での上映の限度にとどまる、DVD商品の中に、字幕に文言が欠落したものがある、バラ売りされた商品に字幕翻訳者としてのXの表示がなかった等と主張して、著作権（複製権、頒布権）及び著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）の侵害を理由に、Y1～Y3に損害賠償を求めている。

原判決は、①DVD商品には黙示の許諾が認められ著作権侵害は否定されるが、ブルーレイ商品については許諾が認められず著作権侵害が成立する、②字幕の欠落があるDVD商品につき同一性保持権侵害が成立する、③Xの氏名表示がない商品につき氏名表示権侵害が成立する等としてXの請求を一部認容したので、双方が控訴を提起した。

本判決は以下のとおり説示し、原判決を変更した。

2 複製権・頒布権侵害について

①Aの担当者BがDVDの販売も前提にXに字幕翻訳を依頼しXがこれを了承していること、Aの担当者C（Bの上司）がXにDVD－BOXが販売されたこ

と、D V D の販売月を告げた際も、X は映画祭での上映に係る許諾料とは別途の許諾料を請求していないこと、A から Y 2 への見積書には、「(V I D E O G R A M + T V)」との記載があり、これに対し、Y 2 は、「オールライツの翻訳」であればその見積もりでよい旨回答し、C は、同日、B に対し、「オールライツ・クリアで」X と交渉するよう指示しており B がこの指示に従わない理由はないこと等からすると、原審証人 B の証言のとおり、B が、電話で「オールライツ・クリアで」X の翻訳を使用させてほしい旨求め、X がこれを了承したもので、字幕について、ブルーレイを含むビデオグラムに複製し、頒布することについて、合意されたと認めるのが相当である。

2 同一性保持権侵害について

Y 1 は、同一性保持権侵害は故意によるものに限られる旨主張するが、過失なら同一性保持権の侵害が認められてよいという主張は不法行為法上も根拠を欠く。

Y 2 は、問題となる字幕は D V D に欠落文言を含め格納されているが、チャプターを設定したことからこれが表示されないにすぎないので、改変は存在しない旨主張するが、D V D に格納されたデータがオリジナルであるとしても、字幕として購入者等に認識される表現が変更されていれば、同一性保持権侵害が生じ得る。

Y 1 はバグによる副音声部分の欠落であることを理由に、Y 2 は、欠落文言が 1 1 文字にすぎないことを理由に、「やむを得ないと認められる改変」（著作権法 2 0 条 2 項 4 号）に当たる旨主張する。しかし、本件では改変自体が見過ごされているし、欠落文言が 1 1 文字であるとしても、ひとまとまりの意味のある部分であって、欠落部分があることにより、「收拾できない」ことの主体が一義的に明らかとはいえなくなるから、やむを得ないものとはいえない。

3 氏名表示権侵害について

Y 1 は、契約関係にある緊密な関係の当事者間においては、氏名表示権に関し、著作者の権利行使の意思表示がある場合に初めて、他の関係者は拘束される旨主張する。しかし、字幕付きの外国映画においては、字幕翻訳者の氏名を表示するのが一般的な取扱いであり、日本語字幕翻訳を業とする X が氏名表示の不表示をあえて望むとも考え難い。氏名表示権の趣旨からすれば、表示を要しないとの著作者の意思が客観的に認められない限り氏名表示を要するというべきである。